

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成24年4月6日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 期日

平成24年4月19日（木）午前10時30分

2 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階 第22会議室

3 件名

一般国道9号改築工事（駟馳山バイパス・鳥取県鳥取市福部町細川字深谷地内から同市福部町海士字高浜地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事